

令和4年5月11日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第3項において準用する同法第17条第6項の規定に基づき公示する。

茨城県知事

様式第6号

登録番号	116	登録年月日	平成19年7月13日
登録検査機関の名称	株式会社 茨城農栄		
代表者氏名	代表取締役 金久保正義		
主たる事務所の所在地	茨城県坂東市弓田1094番地6		

No.1

登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ, 国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
茨城県	金久保 正義 上村 真由美 金久保 正也 金久保 正志	もみ, 玄米 もみ, 玄米 もみ(飼料用もみ), 玄米 もみ, 玄米	K0813573 K0826574 K0830010 K082021017				
備 考	登録更新(令和4年7月13日から令和9年7月12日まで)						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。